

# マイナンバー 提示のお願い

マイナンバーは、国民一人ひとりがつ12桁の番号です。  
また、企業などの法人にも13桁の法人番号が指定されます。

平成28年  
1月から  
マイナンバー制度  
スタート!



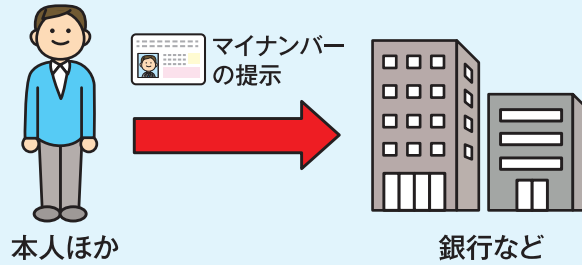
マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

## 銀行でも マイナンバーを 扱います!

マイナンバーの取扱いには  
厳格な保護措置が設けられています。

特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報)の適正な取扱いが求められます。  
マイナンバーは法令で定められた範囲以外での利用が禁止されています。

マイナンバーには利用、提供、収集の制限があります



### マイナンバーの利用範囲の制限

法令に規定された社会保障、税及び災害対策に関する行政手続に限定されています。

### マイナンバーの提供の求めの制限

社会保障及び税に関する手続書類の作成が必要な場合など、法令で定められた場合に限って、本人などに対してマイナンバーの提供を求めることができます。

### 特定個人情報の提供や収集の制限

法令で限定的に明記された場合を除き、提供、収集をしてはなりません。

**マイナンバーを悪用した詐欺行為に  
ご注意ください!**

不審な電話などがありましたら、銀行または警察にご連絡ください。

## 制度実施の流れ

平成27年10月～  
マイナンバーの通知開始

平成28年1月～

- 社会保障・税・災害対策の手続きで、マイナンバーの利用が開始
- 申請者に、「個人番号カード」を交付

平成29年1月～

国の行政機関の間で、情報連携を開始(予定)

平成29年7月～

地方公共団体なども含めた、  
情報連携を開始(予定)

マイナンバー制度に関する詳細はこちら

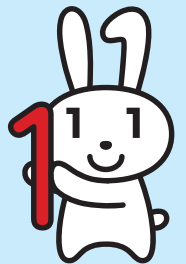
マイナンバー

検索

マイナンバーの取扱いに関する詳細はこちら

特定個人情報保護委員会

検索



※本リーフレットは、平成27年7月時点の情報にもとづいて作成しております。



池田泉州銀行

S I H D



# マイナンバー制度が はじまると、どうなるの？

## Q&A

国民の一人ひとりにマイナンバー（12桁の個人番号）が割り当てられ、平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政  
手続で利用がはじまります。それに伴い銀行でも、投資信託や外国送金などの手続きで、マイナンバーを取扱います。

**Q** 制度はいつからはじまるの？

**A** 平成28年1月から開始されます。  
また、制度開始前でも、銀行からマイナ  
ナンバーの提示をお願いすることがあり  
ます。

**Q** 個人情報が入りませんか？

**A** マイナンバーの取扱いには、厳格な  
保護措置が設けられています。  
法令で定められた目的以外でマイナ  
ナンバーを利用することはできません。

**Q** すでに取引しているけど、マイナンバー  
の提示は必要なの？

**A** はい。  
平成27年12月以前から投資信託などの  
取引をされているお客さまも、マイナ  
バーの提示が必要となります。

**Q** 銀行でのマイナンバーの利用目的は？

**A** 投資信託や外国送金などに関する法定  
書類などにマイナンバーを記載し、税務  
署などに提出します。

**Q** 法人番号とは何のこと？

**A** 法人には13桁の法人番号が指定され、  
インターネットを通じて公表されます。  
個人のマイナンバーとは異なり、どなた  
でも自由に利用可能です。

**Q** 法人でも法人番号の提示は必要なの？

**A** はい。  
法人のお客さまも、法人番号の提示が  
必要となります。  
ご協力、よろしくお願いいたします。

### お客さまからマイナンバーの 提示が必要な主な取引

法令により個人・法人を問わず、  
マイナンバーの提示が必要です。

「個人番号カード」または「通知カードおよび運転免許証  
などの本人確認書類」をご持参ください。

#### 個人のお客さま

- 投資信託・公共債など  
証券取引全般
- マル優・マル特
- 財形貯蓄（年金・住宅）
- 外国送金（支払い・受け取り）など
- 信託取引（金銭信託など）

#### 法人のお客さま

- 投資信託・公共債など  
証券取引全般
- 定期預金・通知預金
- 外国送金（支払い・受け取り）など
- 信託取引（金銭信託など）

マイナンバーは  
一生使うもの。  
大切にしましょう！

